

20 歳の集い実行委員会及びアトラクション等企画・運営支援業務

基 本 方 針

令和 7 年 8 月

真庭市役所生活環境部くらし安全課

1. 業務概要

- (1) 業務内容 20歳の集い実行委員会及びアトラクション等企画・運営支援
- (2) 実施主体 真庭市
- (3) 事務局 真庭市役所生活環境部くらし安全課
〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2
TEL 0867-42-1017 (FAX7455)
E-Mail kurashianzen@city.maniwa.lg.jp
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月27日(金)まで
- (5) 業務に要する費用 1,986,050円(税込)

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとするもの)は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者でない者。
- (3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 本業務遂行に必要な知識・経験・技能等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、必要な各種法令に基づく許可等を有している者。
- (5) 真庭市内に事業所を有すること。

3. プロポーザル方式採用理由

本事業は、「20歳の集い」の式典後に実施するアトラクション等を行政主導ではなく、参加者の代表である20歳の集い実行委員の自由な発想や自主性を引き出し、より思い出深く、より意義のあるものにするともに移住定住推進の契機と捉えた啓発活動の実施を目的としている。

プロポーザル方式を採用する理由は以下のとおり。

・形式的な式典とは異なり、アトラクションは一定の節度を保つ必要はあるが、参加者にとって、より思い出深く、より意義のあるものにしていく必要がある。そのためには、参加者の代表である20歳の集い実行委員会における積極的な議論が必要であり、その議論を実施可能な企画としていく、柔軟な思考や高い調整能力が求められる。また、移住定住推進の契機と捉えた啓発活動の実施が必要である。

本業務は性質及び目的が価格のみによる競争入札に適しないものであり、業務実績、企画力、創造性、調整能力等を勘案し、総合的な見地から事業の履行に最も適した候補者を決定するために、プロポーザル方法を採用する。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 審査概要

- (1) 審査委員会の設置

「20歳の集い実行委員会及びアトラクション等企画・運営支援業務プロポーザル審査委員会」を設置する。

- (2) 委員構成(6名)

審査委員会の委員構成は下記の通りとする。

生活環境部長

くらし安全課長

学校教育課長

高校魅力化担当課長

生涯学習課長

地域みらい創生課長

6. 日程等

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年8月21日（木）真庭市ホームページ掲載 |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年9月3日（水） 午後1時まで（必着） |
| (3) 質問回答 | 令和7年9月8日（月）※予定 |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和7年9月11日（木）正午まで（必着） |
| (5) 企画提案書等受付締切 | 令和7年9月22日（月） 午後4時まで（必着） |
| (6) 選定審査 | 令和7年9月29日（月）※予定 |
| (7) 審査結果の通知 | 選定審査後、速やかに通知する。 |
| (8) 審査結果の公表 | 選定審査後、速やかに真庭市ホームページにて公表する。 |
| (9) 契約締結 | 最優秀提案者と協議のうえ締結する。 |